

各居宅介護支援事業所管理者 様

社会福祉法人 優輝会
 指定通所介護事業所 恵珠苑
 生活相談員 川原 正明
 電話 (095) 828-1332

令和3年8月から介護報酬（加算）等の変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当事業所運営につきましては、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年8月からの介護報酬（加算）等について、下記の通り変更となりますのでお知らせいたします。なお、ご不明な点等ございましたらご連絡ください。
 敬具

恵珠苑 通所介護 I								
施設区分	介護区分	恵珠苑通所介護事業所【I】算定基本単位 変更なし						8月との差
		3h~4h 未満	4h~5h 未満	5h~6h 未満	6h~7h 未満	7h~8h 未満	8h~9h 未満	
通常規模 延べ301~750人以内 【1月平均利用者】 日曜日の営業はありません。	要介護1	368	386	567	581	655		0
	要介護2	421	442	670	686	773		0
	要介護3	477	500	773	792	896		0
	要介護4	530	557	876	897	1,018		0
	要介護5	585	614	979	1,003	1,142		0

加算関係単位 8月より一部変更あり

	令和3年8月より	令和3年7月まで	8月との差	
入浴介助加算 I	40	変更なし	変更なし	【I】 or 【II】 を利用毎に算定 ●基本的に【II】を算定します。
●入浴介助加算 II	55	0	+55	【I】 or 【II】 を利用毎に算定 ●基本的に【II】を算定します。
個別機能訓練加算 I 【イ】	56	変更なし	変更なし	【イ】 or 【ロ】 を利用毎に算定 ●基本的に【ロ】を算定します。
個別機能訓練加算 I 【ロ】	85	変更なし	変更なし	【イ】 or 【ロ】 を利用毎に算定 ●基本的に【ロ】を算定します。
●個別機能訓練加算 II	20	0	+20	ひと月に20単位が加算されます。
サービス提供体制強化加算 I	22	変更なし	変更なし	サービス利用毎に加算
介護職員処遇改善加算 I	×0.059	変更なし	変更なし	各加算の合計単位に加算
●ADL維持等加算 II	60	0	+60	ひと月に60単位が加算されます。
介護職員特定処遇改善加算 I	×0.012	変更なし	変更なし	各加算の合計単位に加算
●科学的介護推進体制加算	40	0	+40	ひと月に40単位が加算されます。
全てのサービスに上乗せ報酬	基本報酬の0.1%の加算	変更なし	4月~9月	4月~9月末までの限定的に算定

8月より入浴介助加算 II・個別機能訓練加算 II・科学的介護推進体制加算・ADL維持等加算 II を算定させていただきます。

入浴介助加算 II…【事業所自身が災害発生時に入浴受け入れが困難となることも想定され、有事に備えて自宅等で継続的に入浴できるように、事業所内浴室を用いて居宅の状況に近い環境を模して入浴動作訓練を取り入れます。】

個別機能訓練加算 II・科学的介護推進体制加算…【LIFEを活用し、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を収集します。これらの情報を適切かつ有効に活用しサービス向上を図ります。】

ADL維持等加算 II…昨年度から算定基準が緩和され、当初ADL維持加算の算定ができなかったとしていましたがLIFEを導入した結果、今年度算定できることが判明しました。これらのことから、サービス調整時に単位超過や、一割負担額の増加によっての利用サービス変更等が考えられます。何卒、ご利用者様・ご家族様へご配慮いただきますようお願いいたします。